

○遺族等に対する調査等の実施結果に係る書面等の交付に当たっての留意事項について

令和6年3月29日

道本捜1第4646号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部捜査課長／各警察署長／宛てみだしのことについては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。）の規定に基づき、「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について」（令5．3．23道本捜1第4627号）及び「遺族等に対する調査等の実施結果に係る書面等の交付に当たっての留意事項について」（平30．6．11道本捜1第835号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、引き続き、下記のとおり実施していくこととしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 要望及び交付手続

遺族等から調査等の実施結果の提供を求められた場合には、書面による要望を受理すること。要望及び交付手続は、別添1（要望書・受領書）を使用のこと。

遺族等が死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体等の写しや写真の提供を希望する場合には、要望書の備考欄等に死亡時画像診断に係る画像等の提供を希望する旨を記載させるなど、その状況を明らかにしておくこと。

なお、交付時に、遺族等の身分確認をするなど、誤りのないようにすること。

2 交付書面

下記(1)死亡者の本籍等から(4)検査の実施結果までについては、別添2（死体調査等結果書）に、これらの項目を網羅すること。

また、(5)解剖の実施結果については、警察が保管する解剖医師から提出を受けた解剖結果を記録した書面を複写し交付すること。

なお、死亡時画像診断の読影結果を書面で保管している場合には、(4)の記載に代えて、当該書面を複写し、その写しを交付すること。

(1) 死亡者の本籍、住居、職業、氏名、年齢

(2) 発見日時、場所

(3) 調査の実施結果

ア 外表の調査

イ 死体の発見場所の調査

ウ その他の調査（所持品の調査、既往症の調査及び遺書の調査等）

(4) 検査の実施結果

ア 検査項目

イ 検査結果

(5) 解剖の実施結果（解剖の際に実施した検査結果を含む。）

3 参考資料

遺族等の要望を踏まえ、死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体、写真等の参考資料を前記3の交付書面に添付すること。ただし、死体の写真等の機

微な資料については、死者の尊厳の保持に留意しつつ、再説明を行う上で必要なものを選択すること。

4 留意事項

- (1) 解剖医師に対しては解剖結果を記録した書面の写しを、死亡時画像診断の読影医師に対しては読影結果を記録した書面の写しを遺族等に交付することがあることをあらかじめ説明しておくこと。
- (2) 交付書面の記載内容については、警察本部捜査第一課において、客観的事実であること及び第三者のプライバシーに関する情報や警察事務の適正な遂行への支障等がないことを確認すること。
- (3) 交付書面の申請期限については、特段定めないこととしているが、死体取扱記録の保存期間中はこれに応ずるべきであることから、北海道警察における文書保存の定めによること。
- (4) 死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体等の写しの作成方法については、当該記録媒体の実情に応じた方法を検討すること。

5 警察本部への報告

各警察署にあっては、遺族等から本通達に基づく書面の交付の求めを受けた場合には、書面を交付する前に警察本部捜査第一課（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の捜査課を経由の上）まで報告すること。

6 文書の保管

別添1（要望書・受領書）及び別添2（死体調査等結果書）の写しは、「死体取扱記録書関係 51 60 050 長期」の編さんファイル名、編さんコード、保存期間で保存すること。

※ 別添は省略